

令和4年9月9日招集

令和4年 第6回(9月)

佐渡市議会定例會議案

佐 渡 市

目 次

議案第62号	佐渡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1
議案第63号	佐渡市企業版ふるさと納税基金条例の制定について	6
議案第64号	佐渡市地域医療基金条例の制定について	8
議案第65号	佐渡市医療技術者奨学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について	10
議案第66号	佐渡市若者夫婦向け賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について	12
議案第67号	令和4年度佐渡市一般会計補正予算（第5号）について	14
議案第68号	令和4年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	14
議案第69号	令和4年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	14
議案第70号	令和4年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第1号）について	14
議案第71号	令和4年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第1号）について	14
議案第72号	令和4年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第1号）について	14
議案第73号	令和4年度佐渡市病院事業会計補正予算（第1号）について	14
議案第74号	令和4年度佐渡市水道事業会計補正予算（第1号）について	14

議案第75号 令和4年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第
1号）について

14

議案第62号

佐渡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

佐渡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年9月9日 提出

佐渡市長 渡辺 竜五

佐渡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市職員の育児休業等に関する条例（平成16年佐渡市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号を次のように改める。

(3) 常時勤務することを要しない職員（以下「非常勤職員」という。）

であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（以下「1歳6箇月到達日」という。）（当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者と同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員

(イ) 勤務日の日数を考慮して市長が定める非常勤職員

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該

採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の3第3号を次のように改める。

(3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6箇月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市長が定める場合に該当する場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4を次のように改める。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合
- (2) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (3) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合
- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を削り、同条に次の1号を加える。

(7) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようすること。

第3条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第10条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第10条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

議案第63号

佐渡市企業版ふるさと納税基金条例の制定について

佐渡市企業版ふるさと納税基金条例を次のとおり制定する。

令和4年9月9日 提出

佐渡市長 渡辺 竜五

佐渡市企業版ふるさと納税基金条例

(設置)

第1条 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の経費に充てるため、佐渡市企業版ふるさと納税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上し、第1条の目的を達成するための経費に充て、又はこの基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところによりこれを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

議案第64号

佐渡市地域医療基金条例の制定について

佐渡市地域医療基金条例を次のとおり制定する。

令和4年9月9日 提出

佐渡市長 渡辺 竜五

佐渡市地域医療基金条例

(設置)

第1条 地域における医療提供体制の確保を図ることを目的とする事業の経費に充てるため、佐渡市地域医療基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上し、第1条の目的を達成するための経費に充て、又はこの基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところによりこれを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

議案第65号

佐渡市医療技術者奨学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市医療技術者奨学資金貸与条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年9月9日 提出

佐渡市長 渡辺 竜五

佐渡市医療技術者奨学資金貸与条例の一部を改正する条例

佐渡市医療技術者奨学資金貸与条例（平成16年佐渡市条例第300号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

佐渡市看護職員奨学資金貸与条例

第1条中「医療従事者」を「継続的に看護職員」に、「医療技術」を「看護職員」に改める。

第2条を次のように改める。

（適用）

第2条 この条例は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第19条から第22条までの規定により文部科学大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成所（以下「養成施設」という。）に在学している学生に適用する。

第3条中「医療技術者奨学資金」を「看護職員奨学資金」に改め、同条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第9条第2項第1号及び第10条第4号中「医療従事者」を「看護職員」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の佐渡市看護職員奨学資金貸与条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以降に貸与する奨学金から適用し、施行日の前日までに、改正前の佐渡市医療技術者奨学資金貸与条例の規定により貸与を受けている奨学金については、なお従前の例による。

議案第66号

佐渡市若者夫婦向け賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市若者夫婦向け賃貸住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり
制定する。

令和4年9月9日 提出

佐渡市長 渡辺 竜五

佐渡市若者夫婦向け賃貸住宅条例の一部を改正する条例

佐渡市若者夫婦向け賃貸住宅条例（平成16年佐渡市条例第284号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「法第38条第2項」を「法第38条第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

- 議案第67号 令和4年度佐渡市一般会計補正予算（第5号）について
(予算書別紙添付)
- 議案第68号 令和4年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
について (予算書別紙添付)
- 議案第69号 令和4年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
について (予算書別紙添付)
- 議案第70号 令和4年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
(予算書別紙添付)
- 議案第71号 令和4年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第1号）について
(予算書別紙添付)
- 議案第72号 令和4年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第1号）について
(予算書別紙添付)
- 議案第73号 令和4年度佐渡市病院事業会計補正予算（第1号）について
(予算書別紙添付)
- 議案第74号 令和4年度佐渡市水道事業会計補正予算（第1号）について
(予算書別紙添付)
- 議案第75号 令和4年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第1号）について
(予算書別紙添付)

再生紙を使用しています。
古紙リサイクルにご協力をお願いします。

議案第67号

《令和4年度 佐渡市一般会計補正予算（第5号）概要》

1 補正予算について

- ・コロナ禍における原油価格・物価高騰等対策に伴う事業の経費を計上
- ・新型コロナウイルス感染症対策として、感染拡大防止対策、産業振興と雇用の促進及び地域経済の活性化等に要する経費を計上
- ・その他の経費については、人事異動等に伴う人件費の補正を計上するほか、6月補正予算編成後の事由による必要な経費を計上

2 予算規模

(単位:千円)

補正前の額	46,023,922
補 正 額	1,589,236
累計予算額	47,613,158

3 財源内訳

(単位:千円)

地方交付税	△540,501
国庫支出金	245,147
(うち、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金※238,550千円)	
※交付限度額 667,513千円	
県支出金	278,478
繰入金	25,425
繰越金	1,094,946
諸収入	271,970
市 債	188,942
(うち、臨時財政対策債 31,642千円)	
その他	24,829

4 主な補正項目

(単位:千円)

1) コロナ禍における原油価格・物価高騰等対策に伴う事業

(事業内容)

①【新規】子育て・暮らし応援事業（新型コロナ対策）【子ども若者課】

補正額：35,300千円

家計への打撃が大きい子育て世帯への物価高騰対策として、18歳以下の児童を養育する子育て世帯に対し、児童1人につき5千円分の子育て応援券（商品券）を支給する経費を計上。

②【新規】温泉運営費（新型コロナ対策）【健康医療対策課】 補正額：13,416千円

原油等価格高騰によって生じる温泉等入浴施設への影響を軽減し、経営の安定と利用者へのサービス水準の維持を図るため、燃料費及び電気料の高騰分を支援する経費を計上。

③【新規】プレミアどこでも商品券（第2弾）発行事業（新型コロナ対策）

【産業振興課】 補正額：254,009千円

コロナ禍における物価高騰に直面する市民の家計負担の軽減及び落ち込んだ市内消費を喚起するため、プレミア商品券を発行する経費を計上。

④【新規】宿泊者特典クーポン発行事業（新型コロナ対策）【観光振興課】

補正額：20,873千円

原油等価格高騰により、佐渡汽船の運賃に対する燃料油価格変動調整金が増額されたことに伴い、観光客の旅行消費の負担軽減及び宿泊施設内における消費拡大を図るため、島内宿泊施設利用者に対して施設内で宿泊費以外に利用できるクーポン券を交付する経費を計上。

2) 感染拡大防止対策

(事業内容)

①新型コロナウイルス感染者生活支援事業【防災課】 補正額：9,970千円

新型コロナウイルス感染者のうち、自宅療養者に対する食料品等の支援に要する経費を増額する。

②【新規】社会教育施設及び体育施設における感染防止対策【社会教育課】

補正額：1,382千円

新型コロナウイルスの感染防止対策として換気機能の強化を図るため、公民館施設及び体育施設にサーキュレーターを設置する経費を計上。

- ・公民館運営費（新型コロナ対策） 補正額：240千円
- ・総合多目的施設運営費（新型コロナ対策） 補正額：429千円
- ・体育施設運営費（新型コロナ対策） 補正額：713千円

3) 産業振興と雇用の促進

(事業内容)

企業誘致・スタートアップ支援事業【移住交流推進課】 補正額：10,276千円

ウィズ・アフターコロナにも対応するワーケーションの情報発信と受入体制構築に向けた調査等に係る経費を計上。

4) 地域経済の活性化

(事業内容)

①【新規】忘・新年会応援券発行事業（新型コロナ対策）【産業振興課】

補正額：120,559千円

コロナ禍及び物価高騰により売上が減少した飲食店等において消費を喚起するため、市内の飲食店等で利用できるプレミア分（40%）を上乗せした応援券を発行する経費を計上。

②【新規】冬季宿泊プラン促進事業（新型コロナ対策）【観光振興課】**補正額： 19,074 千円**

島内主要宿泊施設の閑散期対策のため、需要を喚起する商品プランを造成し、販売促進を図るため、地場産食材の仕入れ・在庫管理を一元化し安定した供給ができるよう体制を整備するとともに、他には無い特別感のある「食」を目玉にした商品造成に係る経費を計上。

5)【新規】基金管理費【健康医療対策課】**補正額： 270,864 千円**

(事業内容)

・地域医療基金積立金

佐渡医療圏が国の重点支援区域に選定されたことに伴い交付される病床機能再編支援事業給付金を、基金に積み立てることにより、今後の佐渡医療圏における持続可能な医療提供体制の維持・確保を図る。

6)【新規】診療所補助事業【健康医療対策課】**補正額： 20,000 千円**

(事業内容)

地域医療を守り医師不足を解消するために、市内において新規に診療所を開設する医師等に対して、開設にかかる費用について支援する経費を計上。

7) 普通建設事業の追加

(事業内容)

①【新規】（継続費）旧南佐渡離島開発総合センター解体費【社会教育課】**補正額： 89,019 千円****②【新規】（継続費）旧小木体育館解体費【社会教育課】****補正額： 85,050 千円**

議案第 68 号

《令和 4 年度 佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）概要》

1 様正予算について

- ・人事異動等に伴う人件費の補正を増額計上
- ・税制改正等に伴うシステム改修費を計上

2 予算規模

(単位 : 千円)

補正前の額	5, 857, 768
<u>補 正 額</u>	684
累計予算額	5, 858, 452

3 財源内訳

(単位 : 千円)

県支出金	275
一般会計繰入金	408
諸収入	1

4 様正項目

(単位 : 千円)

総務費	
一般管理費	補正額 : 684

議案第69号

《令和4年度 佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）概要》

1 補正予算について

- ・人事異動等に伴う人件費の補正を計上
- ・前年度決算に伴う繰越金、保険料等負担金を計上

2 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	825,100
<u>補 正 額</u>	2,153
累計予算額	827,253

3 財源内訳

(単位：千円)

一般会計繰入金の減額	△2,187
前年度繰越金の増額	4,340

4 補正項目

(単位：千円)

総務費	
・一般管理費（人件費）	△2,215
後期高齢者医療広域連合納付金	
・前年度保険料精算金	4,368

議案第70号

《令和4年度 佐渡市介護保険特別会計補正予算（第1号）概要》

1 補正予算について

- ・人事異動等に伴う人件費の補正を計上
- ・前年度決算に伴う介護給付費の返還金等の補正を計上

2 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	8,799,000
補 正 額	214,460
累計予算額	9,013,460

3 財源内訳

(単位：千円)

一般会計繰入金	△5,366
繰越金	219,797
諸収入	29

4 補正項目

(単位：千円)

総務費	
・一般管理費（人件費等）	補正額：△2,317
地域支援事業費	
・介護予防・日常生活支援総合事業費（人件費）	補正額：△20
・包括的支援事業・任意事業費（人件費）	補正額：△3,000
基金積立金	補正額：80,170
諸支出金	補正額：139,627

議案第 71 号

《令和 4 年度 佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第 1 号）概要》

1 補正予算について

- ・人事異動等に伴う人件費の補正を計上
- ・前年度決算に伴う繰越金、一般会計繰出金の補正を計上

2 予算規模

(単位 : 千円)

補正前の額	458,700
<u>補 正 額</u>	14,431
累計予算額	473,131

3 財源内訳

(単位 : 千円)

一般会計繰入金	1,445
繰越金	12,900
雑入	86

4 補正項目

(単位 : 千円)

特別養護老人ホーム費	
・一般管理費（人件費）	補正額 : 1,531
諸支出金	
・一般会計繰出金	補正額 : 12,900

議案第72号

《令和4年度 佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第1号）概要》

1 補正予算について

- ・人事異動等に伴う人件費の補正を計上
- ・前年度決算に伴う繰越金、一般会計繰出金の補正を計上

2 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	609,600
補 正 額	36,859
累計予算額	646,459

3 財源内訳

(単位：千円)

一般会計繰入金	17,150
繰越金	19,607
諸収入	102

4 補正項目

(単位：千円)

介護老人保健施設費	
・一般管理費（人件費）	補正額： 17,252
諸支出金	
・一般会計繰出金	補正額： 19,607

議案第73号

《令和4年度 佐渡市病院事業会計補正予算（第1号）概要》

【令和4年度補正予算（第1号）】

- ・人事異動等に伴う人件費の補正を計上
- ・両津病院リウマチ外来開始による収益、費用を補正増
- ・相川診療所整形外科外来開始による収益、費用を補正増
- ・地域包括ケア病床導入後の支援業務委託料を補正増
- ・両津文化会館解体事業費に係る費用、財源を補正増
- ・医療機器備品購入に係る費用、財源を補正増

収益的収支

(単位：千円)

	病院事業会計		
	既決予定額	補正1号	補正後
収入	1,539,779	43,193	1,582,972
支出	1,846,340	32,032	1,878,372
収支	△306,561	11,161	△295,400

	両津病院			相川診療所		
	既決予定額	補正1号	補正後	既決予定額	補正1号	補正後
収入	1,266,655	23,840	1,290,495	273,124	19,353	292,477
支出	1,347,812	30,439	1,378,251	498,528	1,593	500,121
収支	△81,157	△6,599	△87,756	△225,404	17,760	△207,644

資本的収支

(単位：千円)

	病院事業会計		
	既決予定額	補正1号	補正後
収入	293,499	110,210	403,709
支出	243,870	100,256	344,126
収支	49,629	9,954	59,583

	両津病院			相川診療所		
	既決予定額	補正1号	補正後	既決予定額	補正1号	補正後
収入	229,720	100,640	330,360	63,779	9,570	73,349
支出	230,091	90,686	320,777	13,779	9,570	23,349
収支	△371	9,954	9,583	50,000	0	50,000

【両津病院】

- [補正額]
- ・収益的収入 23,840 千円
 - ・資本的収入 100,640 千円
 - ・収益的支出 30,439 千円
 - ・資本的支出 90,686 千円
- [主な内容]
- ・給与費について、人事異動により補正増
 - ・リウマチ外来開始による収益と材料費及び経費を補正増
 - ・地域包括ケア病床導入後の支援業務委託料を補正増
 - ・医療機器備品（フリーザー、エアコン）の購入による補正増
 - ・両津文化会館解体事業費の増（アスベスト除去等）による補正増
 - ・両津文化会館解体事業費、医療機器備品購入に伴う病院事業債の補正増

【相川診療所】

- [補正額]
- ・収益的収入 19,353 千円
 - ・資本的収入 9,570 千円
 - ・収益的支出 1,593 千円
 - ・資本的支出 9,570 千円
- [主な内容]
- ・給与費について、人事異動により補正減
 - ・整形外科外来開始による収益と人件費、材料費及び経費を補正増
 - ・医療機器（骨密度測定装置）の購入に伴う補正増
 - ・医療機器購入に伴う病院事業債の補正増

議案第74号

《令和4年度 佐渡市水道事業会計補正予算（第1号）概要》

1 補正予算について

- ・人事異動等に伴う人件費の補正を計上
- ・会計年度任用職員（パートタイム）費用を計上

2 予算規模

(単位：千円)

・収益的収支

収入	補正前の額	2,634,390	支出	補正前の額	2,634,390
	補 正 額	360		補 正 額	6,301
	累計予算額	2,634,750		累計予算額	2,640,691

・資本的収支

収入	補正前の額	1,488,640	支出	補正前の額	2,287,923
	補 正 額	0		補 正 額	187
	累計予算額	1,488,640		累計予算額	2,288,110

3 財源内訳（資本的収支）

(単位：千円)

- ・補てん財源（損益勘定留保資金）充当 187

4 補正内容

(単位：千円)

○収益的収入

- ・一般会計補助金 360

○収益的支出

- ・人事異動等に伴う人件費 4,956
- ・会計年度任用職員（パートタイム）費用 1,345

○資本的支出

- ・人事異動等に伴う人件費 187

議案第75号

《令和4年度 佐渡市下水道事業会計補正予算（第1号）概要》

1 補正予算について

- ・人事異動等に伴う人件費の補正を計上
- ・法適用に係る財政支援措置の拡充に伴う企業債の補正を計上

2 予算規模

- ・収益的収支 (単位：千円)

収入 補正前の額	3,239,394	支出 補正前の額	3,226,374
補 正 額	0	補 正 額	262
累計予算額	3,239,394	累計予算額	3,226,636

- ・資本的収支 (単位：千円)

収入 補正前の額	1,632,410	支出 補正前の額	2,296,468
補 正 額	1,400	補 正 額	△4,975
累計予算額	1,633,810	累計予算額	2,291,493

3 財源内訳（資本的収支） (単位：千円)

- ・補てん財源（過年度損益勘定留保資金）充当 40,401
- ・補てん財源（当年度損益勘定留保資金）充当 △114,156

4 補正内容 (単位：千円)

○収益的支出

営業費用

- ・人事異動等に伴う人件費の増額 262

○資本的収入

企業債

- ・法適用に係る財政支援措置の拡充による増額 1,400

○資本的支出

建設改良費

- ・人事異動等に伴う人件費の減額 △4,975

追加議案目次

議案第76号	令和3年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定について	1
議案第77号	令和3年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	2
議案第78号	令和3年度佐渡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	3
議案第79号	令和3年度佐渡市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	4
議案第80号	令和3年度佐渡市小水力発電特別会計歳入歳出決算の認定について	5
議案第81号	令和3年度佐渡市歌代の里特別会計歳入歳出決算の認定について	6
議案第82号	令和3年度佐渡市すこやか両津特別会計歳入歳出決算の認定について	7
議案第83号	令和3年度佐渡市五十里財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	8
議案第84号	令和3年度佐渡市二宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	9
議案第85号	令和3年度佐渡市新畠野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	10
議案第86号	令和3年度佐渡市真野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	11
議案第87号	令和3年度佐渡市病院事業会計決算の認定について	12
議案第88号	令和3年度佐渡市水道事業会計決算の認定について	13
議案第89号	令和3年度佐渡市下水道事業会計決算の認定について	14

議案第76号

令和3年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度佐渡市一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月9日 提出

佐渡市長 渡辺 竜五

(決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

議案第77号

令和3年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月9日 提出

佐渡市長 渡辺 竜五

(決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

議案第78号

令和3年度佐渡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度佐渡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月9日 提出

佐渡市長 渡辺 竜五

(決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

議案第79号

令和3年度佐渡市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度佐渡市介護保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月9日 提出

佐渡市長 渡辺 竜五

(決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

議案第80号

令和3年度佐渡市小水力発電特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度佐渡市小水力発電特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月9日 提出

佐渡市長 渡辺 竜五

(決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

議案第81号

令和3年度佐渡市歌代の里特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度佐渡市歌代の里特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月9日 提出

佐渡市長 渡辺 竜五

(決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

議案第82号

令和3年度佐渡市すこやか両津特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度佐渡市すこやか両津特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月9日 提出

佐渡市長 渡辺 竜五

(決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

議案第83号

令和3年度佐渡市五十里財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度佐渡市五十里財産区特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月9日 提出

佐渡市長 渡辺 竜五

(決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

議案第84号

令和3年度佐渡市二宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度佐渡市二宮財産区特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月9日 提出

佐渡市長 渡辺 竜五

(決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

議案第85号

令和3年度佐渡市新畠野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度佐渡市新畠野財産区特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月9日 提出

佐渡市長 渡辺 竜五

(決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

議案第86号

令和3年度佐渡市真野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度佐渡市真野財産区特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月9日 提出

佐渡市長 渡辺 竜五

(決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

議案第87号

令和3年度佐渡市病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和3年度佐渡市病院事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月9日 提出

佐渡市長 渡辺 竜五

(決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

議案第88号

令和3年度佐渡市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和3年度佐渡市水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月9日 提出

佐渡市長 渡辺 竜五

(決算書及び監査委員の意見書別紙添付)

議案第89号

令和3年度佐渡市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和3年度佐渡市下水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月9日 提出

佐渡市長 渡辺 竜五

(決算書及び監査委員の意見書別紙添付)